

時 間 帯 別 B 契 約

(選択約款)

2024年11月1日実施

佐賀ガス株式会社

目 次	頁
1 目的	1
2 この選択約款の変更	1
3 用語の定義	1
4 適用条件	2
5 契約の締結	2
6 使用量の算定	3
7 料金	3
8 単位料金の調整	3
9 需給契約の補償料	4
10 名義の変更	6
11 契約の変更または解消	6
12 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料 または契約昼間使用量超過補償料の精算	7
13 契約の解消に伴う契約中途解消補償料	7
14 本支管工事費の精算	7
15 緊急調整時の措置	8
16 その他	8
 付 則	
1 実施の期日	8
2 本選択約款の実施に伴う切り替え措置	8
 別表1 料金及び消費税等相当額の算定方法	9
別表2 料金表	11

1 目的

この選択約款は、3(9)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要家を中心にお客さまの負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的とします。

2 この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした次項並びに供給地点特定番号（供給先番号）を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3 用語の定義

- (1) 「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます（小数点以下切捨て）。
- (2) 「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (3) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (4) 「契約年間引取量」とは、契約で定めるお客さまの1年間において引取らなければならない使用量をいいます。
- (5) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。
- (6) 「最大需要期」とは、12月使用分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から3月使用分（2月検針日の翌日から3月検針日まで）までの4ヶ月間をいいます。
- (7) 「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。

- (8) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示します（小数点以下切捨て）。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{年間の1ヶ月当たり平均契約使用量}}{\text{最大需要期の1ヶ月当たり平均契約使用量}} \times 100$$

- (9) 「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいい、「夜間」とは、午後10時から午前7時までをいいます。
- (10) 「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1ヶ月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (11) 「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を控除した後の使用量をいいます。
- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課せられる消費税および地方税法の規定により課せられる地方消費税を加算した金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款については10パーセントといたします。
- (14) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4 適用条件

次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に申し込みいただけます。

- (1) 契約最大使用量が次のとおり。

契約最大使用量	8立方メートル以上
---------	-----------

- (2) 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍（小数点以下切捨て）以上。
- (3) 契約月平均使用量が次のとおり。

契約月平均使用量	818立方メートル以上
----------	-------------

- (4) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上。
- (5) 契約年間負荷率が75パーセント以上。
- (6) 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限または中止）に応じられる需要。

5 契約の締結

- (1) お客さまは、この選択約款にもとづき当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた需給契約を締結していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款にもとづきガスの使用を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、使用設備の

内容等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものとします。

- ① 契約最大使用量
- ② 契約昼間使用量
- ③ 契約夜間使用量
- ④ 契約年間使用量
- ⑤ 契約年間引取量
- ⑥ 契約月平均使用量
- ⑦ 契約月別使用量

- (3) 契約期間は、原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約期間はさらに1年間延長するものとし、以降も同様とします。

6 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前月の検針日および当該月の検針日におけるガスメーターの読みにより算定します。ただし、当該月の検針日以降、当該月内に解約を行った場合には、当該月の検針日および解約を行った日のガスメーターの読みにより算定します。

最大使用量、昼間使用量および夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定します。なお、負荷計測器本体は、当社の負担とし、取付関係工事費はお客さまの負担とします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使用量および夜間使用量を算定します。

7 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。なお、支払義務発生の日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (2) 当社は別表2の料金表（料金表の定額基本料金、流量基本料金単価、昼間基本料金単価、夜間基本料金単価、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して、料金を算定します。
- (3) お客さまの都合や契約違反によりこの契約を契約期間中に解消した場合、またはガスの使用を一時停止した場合におけるその月またはその期間の基本料金は、(2)にもとづく1ヶ月当たりの基本料金の全額とし、従量料金は(2)の従量料金に準じて算定します。

8 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、平均原料価格が基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合において、小数点第3位以下の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金＋0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
＝基準単位料金－0.081円×原料価格変動額／100円×（1＋消費税率）

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

94,590円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表1の(5)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

平均原料価格

$$\begin{aligned} &= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9423 \\ &\quad + \text{トン当たりLPG価格} \times 0.0634 \end{aligned}$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9 需給契約の補償料

需給契約に関する補償料は、最大使用量倍率未達補償料、年間負荷率未達補償料、契約年間引取量未達補償料、契約最大使用量超過補償料および契約昼間使用量超過補償料とし、当社は、当該補償料を原則としてそれぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものとします。ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものとします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大使用量倍率未達補償料

お客さまの年間の実績使用量が、契約最大使用量の600倍（小数点以下切捨て）未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大使用量倍率未達補償料とします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものとします。

$$\text{最大使用量倍率未達補償料} = \left[\left[\begin{array}{l} \text{契約最大使用量} \\ \text{の600倍に相当} \\ \text{する年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量で除し、小数} \\ \text{点第3位以下を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款を適用して算定される料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものとします。

(2) 年間負荷率未達補償料

お客さまの実績年間負荷率 { (年間の1ヵ月当たり平均実績使用量 / 最大需要期の1ヵ月当たり平均実績使用量) × 100 } (小数点以下切捨て) が75パーセント未満の場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達補償料とします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものとします。

$$\text{年間負荷率未達補償料} = \left[\left[\begin{array}{l} \text{負荷率75パーセ} \\ \text{ントに相当する} \\ \text{年間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別のガス需給契約に定める契約月} \\ \text{別使用量に各月の単位料金を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約年間使用量で除し、小数} \\ \text{点第3位以下を四捨五入した額} \times 3 \end{array} \right]$$

なお、この未達補償料は、当該契約年度に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達補償料との合計額が、上記の実績年間使用量にガス小売供給約款に定める料金を適用して算定される料金総額の103パーセントに相当する額（小数点以下切捨て）を超えない範囲で算定するものとします。

(備考)

負荷率75パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の1ヵ月当たり平均実績使用量に0.75を乗じ、その量を12倍した量とします。

(3) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料とします。

$$\text{契約年間引取量未達補償料} = \left[\left[\text{契約年間引取量} \right] - \left[\text{実績年間使用量} \right] \right] \times \left[\text{契約種別のガス需給契約に定める契約月別使用量に各月の単位数料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点第3位以下を四捨五入した額} \right]$$

(4) 契約最大使用量超過補償料

最大需要期において最大の1時間当たりの使用量が契約最大使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大使用量超過補償料とします。

$$\text{契約最大使用量超過補償料} = \left[\left[\text{最大の1時間当たりの使用量} \right] - \left[\text{契約最大使用量} \times 1.05 \right] \right] \times \left[\text{契約種別の流量基本料金相当単価} \times 1.1 \right] \times 12$$

ただし、それ以前に契約最大使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額がすでに申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大使用量超過補償料とします。

(5) 契約昼間使用量超過補償料

最大需要期のいずれかの月において昼間使用量の実績が契約昼間使用量の105パーセントに相当する量（小数点以下切上げ）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を契約昼間使用量超過補償料とします。

$$\text{契約昼間使用量超過補償料} = \left[\left[\text{その月の昼間使用量} \right] - \left[\text{契約昼間使用量} \times 1.05 \right] \right] \times \left[\text{契約種別の昼間基本料金相当単価} \times 1.1 \right] \times 12$$

ただし、それ以前に契約昼間使用量超過補償料を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額がすでに申し受け、または申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約昼間使用量超過補償料とします。

1.0 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は、この契約をその後継者に承継させ、かつ、後継者の義務履行を相手方に保証するものとします。

1.1 契約の変更または解消

(1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2(1)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解消することができるものとします。

- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（4の適用条件を満たさなくなった場合および9の補償料の対象に繰り返し該当している場合を含みます）には、契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものとします。

1.2 契約の変更または解消に伴う契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料の精算

契約期間中において契約の変更または解消が生じた場合であって、変更月または解消月以前に契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料を申し受け、もしくは申し受けることが確定している場合には、各補償料算定式の内「1.2」とあるのを「契約月から解消月までの月数」として各補償料を算定しなおして精算します。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。ただし、1.1(1)の規定による契約の変更または解消であって、当社がやむを得ないと判断した場合以外、または1.1(2)の規定による契約の解消であって、お客さまの契約違反のみによる場合には、契約最大使用量超過補償料または契約昼間使用量超過補償料の精算は行いません。

1.3 契約の解消に伴う契約中途解消補償料

契約期間中において生じた契約の解消が1.1(1)の規定によるものであって、当社がやむを得ないと判断した場合以外、または1.1(2)の規定によるものであって、お客さまの契約違反のみによる場合には、当社は次のとおり契約中途解消補償料を申し受けます。なお、契約中途解消補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

- (1) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結しない場合には、当社は、契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{契約種別の基本料金} \\ \text{相当額} \end{array} \right]$$

- (2) 新たにこの選択約款にもとづいて契約を締結する場合であって、契約の解消日の翌日から契約最大使用量、契約昼間使用量または契約夜間使用量をそれまでの契約量から変更する場合には、当社は、契約解消月に、次の算式によって算定される契約中途解消補償料を申し受けます。

$$\text{契約中途解消補償料} = \left[\begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1} \\ \text{ヶ月あたり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1} \\ \text{ヶ月あたり} \\ \text{の基本料金} \end{array} \right] \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解消日の翌月から} \\ \text{前契約終了月} \\ \text{までの残存月数} \end{array} \right]$$

1.4 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う新增設後1年未満の契約期間中において、契約を解消するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は、原則としてその本支管の新增設工事にかかわる当社負担額に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

1.5 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表2の料金表1および料金表2の基本料金を次の算式によって割引いたします。

また、9の需給契約の補償料については、双方協議して算定するものとします。

$$\begin{aligned} (1) \quad \text{定額基本料金割引額} &= \left[\text{定額基本料金} \right] \times \left[\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \right] \times \left[\frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \right] \\ (2) \quad \text{流量基本料金割引額} &= \left[\text{流量基本料金単価} \right] \times \left[\text{契約最大使用量} \right] \times \left[\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \right] \times \left[\frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大使用量}} \right] \\ (3) \quad \text{昼間基本料金割引額} &= \left[\text{昼間基本料金単価} \right] \times \left[\text{契約昼間使用量} \right] \times \left[\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \right] \times \left[\frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約昼間使用量}} \right] \\ (4) \quad \text{夜間基本料金割引額} &= \left[\text{夜間基本料金単価} \right] \times \left[\text{契約夜間使用量} \right] \times \left[\frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \right] \times \left[\frac{\text{1時間当たりの平均調整量}}{\text{契約夜間使用量}} \right] \end{aligned}$$

1.6 その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用します。

付 則

1. 実施の期日

本選択約款は、2024年11月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 当社は、2024年10月31日まで時間帯別B契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、2024年11月1日以降本選択約款が適用されるお客さまについて、2024年11月1日が含まれる料金算定期間の料金は、次の算式により算定いたします。

(算 式)

料金＝旧選択約款適用期間の料金＋本選択約款適用期間の料金

旧選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款の基本料金×D1/D＋旧選択約款8の規定により2024年6月から同8月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V1

本選択約款適用期間の料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝本選択約款の基本料金×D2/D＋本選択約款8の規定により2024年6月から同8月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金×V2

(備考) (以下(2)において同じ)

D=料金算定期間の日数(ただし、一般ガス供給約款に定める22(4)の規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が30日以下又は36日以上の場合は、本項において上記算式のDを30とする。)

D1=Dのうち2024年10月31日までの期間に属する日数

D2=Dのうち2024年11月1日以降の期間に属する日数

V=料金算定期間の使用量

V1=旧選択約款適用期間の使用量

V2=本選択約款適用期間の使用量

イ 旧選択約款8の規定により2024年6月から同8月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款8の規定により2024年6月から同8月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が小さい、又は等しい場合

$V1 = V \times D1 / D$ (小数点第1位以下の端数切り捨て)

$V2 = V - V1$

ロ 旧選択約款8の規定により2024年6月から同8月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金よりも、本選択約款8の規定により2024年6月から同8月の平均原料価格に基づき算定した調整単位料金が大きい場合

$V1 = V - V2$

$V2 = V \times D2 / D$ (小数点第1位以下の端数切り捨て)

- (2) 当社は、(1)の料金の算定にあたって、旧選択約款適用期間の料金、本選択約款適用期間の料金とも、使用量Vが(別表)の適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。
- (3) 当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、2024年11月1日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。

別表 1

料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金に従量料金を加えたものとします。
- (2) 基本料金は、基本料金（甲）と基本料金（乙）の合計とします。
 - ① 基本料金（甲）は、定額基本料金と流量基本料金の合計とします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額とします。
 - ② 基本料金（乙）は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計とします。昼間基本料金は、昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は、夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額とします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を適用する場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて得た額とします。
- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

- (5) 調整単位料金の適用基準は次のとおりとします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

別表2

料金表 (消費税等相当額を含みます)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから4,000立法メートルまでの場合に適用いたしません。

料金表B 使用量が4,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A

① 基本料金 (甲)

I 定額基本料金

1ヶ月につき	42,097.00円
--------	------------

II 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	591.23円
------------	---------

② 基本料金 (乙)

I 昼間基本料金単価

1立方メートルにつき	4.64円
------------	-------

II 夜間基本料金単価

1立方メートルにつき	2.09円
------------	-------

③ 基準単位料金

1立方メートルにつき	164.58円
------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

(3) 料金表B

① 基本料金 (甲)

I 定額基本料金

1ヶ月につき	166,397.00円
--------	-------------

II 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	591.23円
------------	---------

② 基本料金 (乙)

I 昼間基本料金単価

1立方メートルにつき	4.64円
------------	-------

II 夜間基本料金単価

1立方メートルにつき	2.09円
------------	-------

③ 基準単位料金

1立方メートルにつき	133.51円
------------	---------

④ 調整単位料金

③の基準単位料金をもとに、8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。